

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 七 年 六 月 一 日

目 次

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

一

人事委員会規則

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条

例施行規則の一部を改正する規則

(人 事 委 員 会)

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(同)

二

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第五十号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項の表ねりんピック推進事務局の部レクリエーション・健康づくり推進監の項の前に次のように加える。

ねりんピック推 進事務局総括監

一人

上司の命を受け、全国健康福祉祭の推進に
関し特に命ぜられた事務を処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行

(金曜日) (休日に当たる
ときは翌日)

令和七年六月一日

令和七年六月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第十八号

岐阜県職員との給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員との給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三知事の部本庁の項中「総務事務センター長」の下に「ねりんビック推進事務局総括監」を、「企画監等」の下に「ねりんビック推進事務局総括監及び」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年六月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第十九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「総務事務センター長」の下に「ねりんビック推進事務局総括監」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和七年六月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社